

旭川市感染症予防計画（R6~11）の進捗状況と評価

【評価方法】 4段階で評価を実施

1 全体的に順調 2 比較的順調 3 一部に努力を要する 4 全体的に努力を要する

No.	項目	施策の方向性、展開内容	評価・今後の取組方針			
			主な事業（令和7年度の取組）	評価	評価の理由	課題と今後の取組方針
—	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	—	—	—	—	
1	第2 感染症の発生の予防のための施策	施策の推進に当たり、市は、感染症発生動向調査の実施を中心に、食品保健対策や環境衛生対策等について、庁内関係部局や北海道のほか関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。	<p>平時より感染症発生動向調査において感染症の発生状況を収集・分析し、流行状況に応じ注意報・警報の発出や感染拡大防止のための情報提供を実施した。</p> <p>国の通知等に基づき、医師の届出に関する情報等について、市ホームページや市医師会等を通じて周知を行った。</p>	1	適切な感染症発生動向調査の実施に関する周知を行うとともに、市民に対する情報提供・注意喚起を速やかに行った。	引き続き関係機関との情報共有や連携を図り、感染症発生動向調査を中心とした取組を進める。
2	第3 感染症のまん延の防止のための施策	感染症のまん延防止対策については、迅速かつ的確に対応するとともに患者等の人権を尊重する。また、感染症の集団発生等について、市は、国、北海道、関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。	<p>感染症が発生した際には、患者及び関係者の理解・協力を得て速やかに調査を実施し、人権の尊重に配慮しながら就業制限や入院勧告等の措置を行った。</p> <p>施設等での集団感染の予防に関しては、日頃から市ホームページ等において周知を行うとともに、発生時には関係機関、庁内関係部署と連携を図りながら迅速に対応するとともにSNSや市ホームページなどで注意喚起を行った。</p> <p>また、令和8年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画を全面改定し、感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるよう感染症の発生段階に応じた対応等を整理した。</p>	1	患者等の人権の尊重に配慮しながら迅速かつ的確に対応した。	今後も、国や道、関係機関との連携を図りながら、引き続き感染症のまん延防止に努める。
3	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	保健所は、道立衛生研究所等と連携を図りながら地域における感染症に係る情報収集、調査及び研究に取り組むとともに、取組に当たり市は、疫学的知識及び感染症対策の経験を有する人材の活用を図るものとする。	<p>市内で流行している感染症の分析を道立衛生研究所に依頼するなど、適時必要な連携を図りながら情報を収集し、地域の医療機関に還元するなど、情報の発信拠点としての役割を意識し取り組んだ。</p> <p>また、感染症向上加算1病院が主催する（市内基幹病院の）合同カンファレンスに参加し、市内の感染症発生動向、医師の発生届に関する留意事項等について情報発信を行い、関係者と共有した。</p>	1	道や医療機関等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集や発信に努めた。	取組を継続する。
4	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	市は、検査が円滑に実施できるよう平時から計画的に準備を行うものとする。 また、保健所は、研修や実践的な訓練の実施により自らの試験検査機能の向上や地域の検査機関の資質の向上に努めるものとする。	道が実施する検査対応初動訓練に参加し、所内の体制や検体の回収・搬送、検査方法等について、保健所の担当課で確認した。	1	流行初期からの市保健所での検査実施体制及び検査能力の確保に向けた準備を進めることができた。	今後も、平時からの検査機能の向上に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適確な検査の実施に努める。
5	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保	全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、北海道が各医療機関等と協定を締結し、入院や外来、後方支援体制の整備を行うため、市は、北海道や感染症指定医療機関等と連携し、必要に応じ、市内の医療体制整備に係る調整等を行う。	<p>道が実施する医療措置協定締結機関の調査、報告依頼等に関して、周知に協力すること等により、医療提供体制の整備を進めた。</p> <p>また、次の有事に速やかに対応できるよう、市内基幹病院との連携や情報共有を目的に、市内基幹病院のICNを中心とした現場担当者による感染症対策連絡会を開催。</p>	1	<p>道と医療機関との協定締結により、医療提供体制を確保している。</p> <p>病床数は、 流行初期期間：262床 流行初期期間経過後：330床 (R8.2.1現在)</p>	市内の医療体制整備状況を把握し、必要に応じ、体制整備に係る調整等を行う。 また、有事に備え、市内基幹病院との連携強化を図るため、現場担当者による定期会議開催等、情報共有・連絡体制を確保する。
6	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保	移送については、保健所のみで対応が困難な場合においても必要な患者搬送が行えるよう、市は関係部間での連携の下、役割分担や民間事業者等への委託等により、移送体制の確保を図るものとする。また、平時から関係者による移送訓練や演習等を計画し、実施するよう努めるものとする。	<p>新興感染症を想定した移送について、消防本部と協議を行い、移送体制の整備を図った。また、消防本部と連携し、保健所職員を対象とした救急車両での患者搬送訓練、救急車同乗訓練等を実施し、移送業務に必要な知識や技術の習得を図った。</p> <p>患者を安全に移送し、かつ移送業務に従事する者の感染予防を確実に実施するための「感染症患者の移送マニュアル」を作成に着手した。</p> <p>民間事業者への移送業務委託に関する協定締結に向け、市内タクシー事業者を対象とした調査を実施した。</p>	2	関係機関と連携し、有事において速やかな初動対応につながる体制の構築に向けた準備を進めることができた。	消防本部と連携し、移送体制に関する定期的な協議、患者搬送訓練等を継続して実施する。 移送体制の強化に向け、民間事業者への委託に関する調査及び協議を進める。

評価・今後の取組方針

No.	項目	施策の方向性、展開内容	主な事業（令和7年度の取組）	評価	評価の理由	課題と今後の取組方針
7	第8 宿泊施設の確保	市は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や感染力、発生及びまん延の状況を考慮しつつ、北海道が実施する宿泊施設体制整備について、必要に応じ、連携を図るものとする。	—	—	—	道が実施する宿泊施設体制整備について、必要に応じて連携を図る。
8	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制整備について、平時から準備を進めるとともに、生活上の支援を行うことができる体制整備に努める。	旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、外出自粛対象者の健康観察及び生活支援の体制整備について整理した。	2	計画策定により、外出自粛対象者の健康観察及び生活支援の体制整備について整理し、関係者で共有した。	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、具体策の検討を進める。
9	第10 感染症対策物資等の確保	個人防護具等の感染症対策物資等については、全国のかつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際に不足しないよう、市は北海道等と連携し、平時から備蓄又は確保に努めるものとする。	市で備蓄する感染症対策物資の管理、補充を行った。また、医療機関用の個人防護具の備蓄について、道からの物品受入、管理を行っている。	1	有事に備え、在庫数を管理し、備蓄を行っている。	北海道と連携し、計画的に備蓄を行う。
10	第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	市は、患者等への差別や偏見の排除等のため、法律等に基づく適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行う。また、患者等のプライバシー保護を図るため、関係職員に対し研修等を通じ、その徹底を図る。	平時よりホームページやSNSなどで、市民に対し、感染症に関する正しい情報提供や予防に関する知識を広め、感染症による差別や偏見をなくすための普及啓発を実施した。	1	ホームページや出前講座等を通じ感染症に関する情報発信に努めた。	取組を継続する。
11	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	市は、医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進めるものとする。また、北海道と連携し、IHEAT要員による支援体制の確保や活用を想定した準備を行うものとする。	感染症対策研修として、保健所職員等を対象とした研修（全4回）を実施した。 ①感染症対策基礎研修（講義・PPE着脱訓練） ②ロジスティック育成研修 ③感染症患者搬送に関する研修・訓練 ④鳥インフルエンザ防疫対策研修 また、IHEAT要員に対しては、国及び北海道で実施した研修への受講を促したほか、市主催の研修として、本市の感染症発生動向や積極的疫学調査に関する講義を実施した。 さらに感染症担当職員については、JIHSや北海道が主催する感染症対策の各種研修への参加により、最新の知見や対応を学び人材の育成や資質の向上を図った。	1	ロジステックに関する講義・演習を実施することにより、チーム支援における情報管理や調整など、具体的な手法を習得する機会となった。 また、消防本部と連携し、患者搬送訓練を実施することにより、搬送方法、機器の操作等を実践的に学ぶことができた。 感染症危機に対応できる人材の養成及び資質の向上について、計画的に研修を整備し、実施することができた。	有事に備え、保健所職員及び庁内関係職員の対応力強化を図るため、継続的に研修及び訓練を実施する。
12	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	市は、感染症発生時に迅速に対応できるよう、平時から計画的な保健所の体制整備に努め、業務の一元化、外部委託、ICTの活用や医療DXの推進等も視野に入れて体制を検討するものとする。	旭川市健康危機対処計画（感染症編）を策定し、有事に備えた人材確保や業務効率化等の体制整備を進めた。 また、即応可能なIHEAT要員として、16名の要員を確保している。	2	関係部局との連携強化が進められた。	健康危機対処計画との整合性を図り、有事に備えた保健所の体制構築を進める。
13	第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策(国等との連絡体制の確保を含む。)	市は、国の指示又は協力要請に対し、国及び北海道と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じることとする。また、知見が集積されていない感染症対策が必要とされる場合は、国及び北海道に、職員や専門家の派遣等の支援を要請する。	旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、緊急時の実施体制、国及び道との連絡体制の確保等に向けた取組について定めた。 北海道感染症連携協議会に参加し、予防計画の実施状況について情報共有や、感染症危機発生時における連携協力体制等について把握した。	2	計画策定により、緊急時の体制や取組について整理し、関係者で共有することができた。	国及び北海道と連携を図りながら新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた対策を進める。
14	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	市は、施設内感染の防止、災害防疫、感染症の国内への侵入防止、動物由来感染症対策、外国人に対する適用、薬剤耐性対策について、関係機関等と連携を図りながら情報提供等のほか、対策を講じるものとする。	施設内感染の防止に関する対策やチェックリスト等について、ホームページで周知を行うとともに、施設からの報告や相談に随時対応し、助言等を行った。 動物由来感染症の対策として、鳥インフルエンザの発生動向等について関係部局間の情報共有に努め、対応を行った。 感染症危機管理対応力向上研修に参加し、薬剤耐性対策を中心に最新の知見を収集した。	2	関係機関と連携を図りながら、施設内感染防止や動物由来感染症等に関する取組を進めた。	引き続き情報収集を行いながら取組を進める。
15	第16 個別の感染症予防対策に関する事項	市は、エキノコックス症、結核、ウイルス性肝炎、インフルエンザ、蚊媒介感染症及びダニ媒介感染症、性感染症、麻しん、風しん、後天性免疫不全症候群について、感染防止に係る普及啓発や相談・検査の実施など、必要な対策を推進するものとする。	個別の感染症予防対策を計画どおり実施した。 高齢者及び外国出生者の結核対策として、関係部局と連携し、介護サービス事業所、有料老人ホーム等を対象とした結核に関する研修会開催、資料配付を行った。 性感染症の予防対策として、市内の全中学校を対象としたオンラインによる出前講座の実施や、医療機関における性感染症患者へのHIVスクリーニング検査の依頼等について周知を実施した。	1	関係機関と連携し、感染症予防に係る普及啓発等の対策を推進した。	各感染症の特性や有する課題等に応じた取組を継続する。